

届出制手数料に係る手数料表

株式会社アステラ・サーチ

13-ユ-305087

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容 手数料の額及び負担者

求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	1. 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	1. 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 5,000,000 円 活動 1 日あたり 20,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担は求人者とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の

	100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な 相談・助言	1. 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 100% 手数料負担者は関係雇用主とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1. 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。

※3. 当社からの紹介により採用された求職者が、入社後 6 ヶ月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領したコンサルティングフィーのうち、下記の金額を求人者に返還いたします。返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。

翌々月 1 日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

入社日から起算して 1 ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの 80%
入社日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの 50%
入社日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの 10%

2011 年 7 月 1 日